

子どもの貧困とひとり親支援について

初めに、子どもの貧困とひとり親支援について質問いたします。

まず「盛岡市ひとり親世帯の子どもの生活実態に関する調査研究報告書についてうかがいます。

2016年4月、岩手県立大学地域政策研究センターと盛岡市が共同で、母親と子どものひとり親世帯に対して郵送によるアンケート調査を行いました。アンケートの有効送付数2,857票、有効回収数1,173票で有効回収率41.1%とのことで、回収率の高さから、アンケートにご協力いただいたひとり親世帯の皆さまにとっても期待されていた調査研究ではないかと考えるものです。調査研究報告書を読ませていただきましたが、ひとり親家庭の実態が具体的に浮かび上がって来る、真に迫った報告書でした。

質問に入る前に、この調査研究で明らかになったひとり親世帯の子どもの母親の生活実態を、報告書の内容から引用させていただきたいと思います。

母親の91.7%が仕事をしていますが、その半数以上は非正規雇用です。76.8%が土日に勤務を行っており、0～6歳の未就学児の母親でも77.3%が、毎週とは限りませんが、土日勤務があります。朝8時前の早朝勤務を行っている母親は27.9%。未就学児の子どもがいる母親でも22.7%、小学生の子どもだと27.8%。夕方6時以降の夜間の勤務を行っている母親は57.6%。未就学児の母親でも49.0%、ほぼ半数が夜間の勤務を行っています。

このような勤務形態ですから、朝食を子どもたちだけで食べる世帯が15.4%、ひとりだけで食べる子どもが14.1%。合わせると29.5%、3割弱の世帯が子どもだけで朝食を取っています。夕食を一人きりで食べる世帯はそれほど多くはありませんが、それでも7.9%あります。

病気やけがの治療で受診をした方が良かったのに受診をしなかったことがあった世帯は23.2%、ほぼ4世帯に1世帯

あります。受診しなかった理由で最も多いのが「時間が無かった」。次に多いのが「医療保険に加入しているが支払い困難」です。つまり朝8時前やよる6時以降や土日に働いていたとしても経済状況も芳しくない家庭が多いということです。

塾や習い事をしていない子どもは63.0%ですが、していない理由は「経済的理由」が66.0%で最も高く、部活動の選択にも経済的事情が関係している世帯が18.3%もあります。47.4%の世帯で過去1年間に必要な食料を買えなかったことがあります、88.5%が生活保護を受けたことはありません。そして29.5%の世帯で「お金の相談・家計管理に関する相談が出来る人がいない」と答えています。

このような状況の中で、母親の自尊感情が低くなっているのが心配です。「自分自身に満足していない」人が60.6%、「自分に長所があると思わない」人が60.3%、「自分は時々役に立たないと感じる人が45.7%と、半数以上の人对自己に対して否定的な感情を持つことがあると解ります。

今回の調査研究の中で私が最も興味深く感じたのは、子どもに対して「怒鳴る・手を上げる」ことがあるという回答を選択した世帯を他の項目とクロス集計を取ることによって、「不安定な養育態度が起きる要因を探ろうとした部分です。「不安定な養育態度は夕方6時以降の勤務の有無と、「自分の親に相談できるかどうか、の2つの点において関連がある」という結果が示されました。夜間勤務をせざるを得ない雇用状況の厳しさや、困った時に相談する人がいない孤独感が「不安定な養育態度に影響しているだろうと推測されます。ここで少しばかり脱線して、私個人の経験をお話したいと思います。父のことです。子煩悩でしたし、いわゆる「頑固オヤジ」とはほど遠く、私たち姉妹の自主性を重んじてくれた人だったのですが、私が幼少の頃だけ、やたら、ここで言う「不安定な養育態度」を取ってしまして、一体あれは何だったんだろうと以前から不思議に思っていました。まあ、体罰に対する考え方が今とはかなり違っていましたし、私はかなりの「ごんぼ掘り」の子どもだったからだろうと思っていたの

ですが、今回、この調査報告書を読んで、その当時、父の姿を家でほとんど見かけなかったことを思い出しました。「なるほど、仕事が大変でゆとりがなかったことも一因か」と納得がいったわけです。児童虐待のニュースを耳にする度について、その原因を個人の資質のみに求めてしまいがちですが、環境が一定の要因であることをもっと考えるべきだと改めて思いました。

環境は人の力で変えることができます。今回の調査研究報告書は、子どもの貧困対策やひとり親家庭支援の施策を考える際、とても参考になる素晴らしいものです。研究者のみなさま及び関係された市職員の方々に敬意を表しつつ、2つほど質問いたします。

まず、今回の研究結果に対する所管をお聞かせください。また、報告書には調査研究結果を受けた研究者からの提言もありますが、そこから考えられる施策等についてお考えをお聞かせください。

明石市では、子どもを社会全体で守り健全に育ていく視点から、離婚や別居に伴う養育費や面会交流などの「こどもの養育支援」について、2014年4月から「明石市こども養育支援ネットワーク」の運用を開始し、相談体制の充実化・参考書式の配布・関係機関との連携の支援を実施しています。同10月から、養育手帖である「こどもと親の交流ノート」の配布・「親の離婚とこどもの気持ち」の配布・親子交流サポート事業も始めました。これは、弁護士でもある明石市長が、親の離婚の際に「子どもの意向」が尊重されづらい現実には接し「未来を担う子どもたちを中心にした施策を実施せねばならないと考えたからだろうか」がいました。4月11日に視察させていただいたのですが、これらの施策が非情に効果的な体系になっているだけでなく、弁護士資格を持つ任期付専門職が担当し、子どもの権利を第一に守る姿勢に立って施策を推し進めていることにも大変感銘を受けました。「子ども養育専門相談や子どもの理解や養育に関わる各種印

刷物の発行、親が離婚した子どものピアカウンセリングなど、興味深い取組みが、きら星のようにありますが、その中から3つほどご紹介しながら質問したいと思います。

1つ目は「参考書式の配布」についてです。明石市で離婚届をもらうと、「子どもの養育に関する合意書」と「子ども養育プラン」、「お子さんのすこやかな成長のために～養育費と面会交流」という三種類の配布物が一緒に渡されます。「子どもの養育に関する合意書」は親権、養育費、面会交流に関する取り決めの文書で公正証書の機能を果たす形式になっています。「子ども養育プラン」は子どもに関する話し合いに向けて自分のプランを固めるためのメモ書きとして使う書式です。「お子さんのすこやかな成長のために」は、合意書・養育プラン作成のための手引きで、「子どもの養育に関する合意書」の書き方を示すと共に、養育費の取り決めをしておく重要性やその決め方、面会交流の方法などの説明と、子ども養育専門相談や法律相談などの窓口を紹介したものです。「子どもの養育に関する合意書」と「子ども養育プラン」双方とも提出してもらっているわけではありません。ただ渡しているだけです。とひろが、明石市では「離婚の際に養育費の取り決めをした人達が全国平均と比べて10%も多い」ことが法務省の調査で明らかになっています。「参考書式の配布」との因果関係までは立証されているわけではありませんが、関連がある可能性は大きいのではないかと考えます。繰り返しますが、ただ書類を刷って渡しているだけです。盛岡市でも実施を検討する値があると思いますが如何でしょうか。

2つ目は児童扶養手当の現況届を提出する8月に、相談の強化を行っていることです。先にお話しいたしました岩手県立大学との共同研究からも明らかですが、ひとり親家庭には時間がありません。ですから、児童扶養手当の現況届の提出のために市役所を訪れた際に相談事業をご利用いただくというものです。そのやり方も工夫されています。通常の窓口とは別に一つ部屋を用意して、現況届を受け取った後に、主な内容が「生活をする上で困っていること」につい

て答えるアンケートにご協力いただきます。部屋には数人の専門相談員が待機をしております、アンケートの回答を見ながら、支援が必要と思われる方に、使える施策があれば紹介したり、多機関につないだり、継続的な支援の関係を作ったりするというアドバイスをして行くという方法です。この方法でしたら、わざわざ時間を作って相談に訪れる必要もありませんし、「役所は敷居が高いので行きづらい」というハードルも飛び越えることができます。

子どもの貧困やひとり親支援について調査・研究すればするほど、ネックになっているのは「支援する対象が見つげづらいことだ」と思う様になりました。だからこそこのやり方を盛岡市でも取り入れるべきだと考えます。お考えをお聞かせください。

3つ目は「親子交流サポート事業や「面会交流支援モデル事業」についてです。面会交流とは「離れて暮らす父や母が子どもと定期的、継続的に会って話をしたり、一緒に遊んだり、電話や手紙などで交流すること」で、養育費と同様に、協議離婚の際には子どもの利益を最も優先して考慮し、定めることとされています。たとえ両親が離婚したとしても、子どもはその両方から無条件に愛されたいと願っています。しかし現実の話を聞くと、養育費支払いの条件に面会交流を持ち出すなど、ある意味、面会交流の実施を離婚後の取り決めを優位に運ぶために使おうとしているケースもあると聞きます。また、離婚理由がDVなどであった場合、たとえ子どもには優しくしたとしても、暴力を振るった相手に子どもを会わせることに躊躇する親権者は多いと思いますし、誘拐や危害を加える懸念も払拭出来ないでしょう。残念なことに、面会交流時の殺人事件や無理心中も実際に起きています。しかし、司法のサポートは現時点ではないに等しいものと言わざるを得ません。面会交流の実施は非情にデリケートなもので、少しでも危険が感じられる場合は実施してはいけないものです。安全の保障という点で明石市の実践は画期的だと思います。現時点で盛岡市はどのようにお考えかお聞か

してください。

私は、安全が保障された上での面会交流実施を推進すべきだと考えています。両親に愛されていることを実感することが子どもの自己肯定感を向上させるだろうことは言わずもがな、日常的に接する大人の数が少ないことは、その子どもの社会関係資本の形成にとって大きなマイナス要因となるからです。先日、アメリカ合衆国における、いわゆるラストベルト地帯に暮らす人々の生活を描いた「ヒルビリー・エレジー」という本を読みました。作者は自分の生い立ちを通して「周囲の人や団体とのネットワークの大小は、米国で上手くやっている人とそうでない人を分ける最も重要な要素だ」と主張しています。「子ども食堂の運動を全国に広めた立役者の一人でもある「豊島子どもWAKUWAKU ネットワーク」代表の栗林千絵子さんに昨年お会いして、お話を伺ったのですが、栗林さんも「子ども食堂で大人と知り合うことで、子どもの社会が広がり、将来の選択肢が豊かになる」と話されていました。勿論、ひとり親家庭の全てが社会との接点に乏しいと言うつもりはありません。しかし、ひとり親家庭がさらされている条件を考えると、社会関係資本を作りづらい状況に置かれているのも事実です。面会交流だけではなく、子どもの社会関係資本の形成を支援するための施策を行っていくことはとても重要な課題だと思いますが、盛岡市ではどのような考えのもとに子ども支援施策を実施しているかお聞かせください。

〔市長答弁〕

伊勢志穂議員のご質問にお答え申し上げます。

はじめに「盛岡市ひとり親世帯の子どもの生活実態に関する調査研究報告書」に対する所感ではありますが、本調査では、これまで十分に把握されてこなかった母子世帯の母と子どもの厳しい生活実態や生活意識、支援ニーズが把握されるとともに子どもの貧困に繋がる要因と課題が一定程度確認できたところであり、経

済面での支援だけでは解決しない、包括的な取り組みが必要と考えており、市民、地域、企業、行政などが連携・協働し、社会全体で取り組むべき喫緊の課題として改めて認識したところであります。

次に調査研究結果から考えられる施策についてありますが、調査研究に携わった専門家からは、相談体制の充実、庁内連携による支援の充実、親同士の交流の場の重要性などの提言を受けております。市におきましては、子ども未来部の設置より、妊娠期から青年期までワンストップで相談する体制を整えているほか、もりおか子育て応援プラザの設置により、親同士の交流の場の拡充も図っておりますことから、ひとり親支援にも繋げてまいりたいと存じております。

また、5月には、調査研究に携わった専門家と庁内関係部署の職員との意見交換を行ったところであり、今後、子どもの貧困対策に係る庁内連携組織を立ち上げ、具体の施策の検討を進めるとともに盛岡市子ども・子育て会議をはじめ関係機関から意見をいただきながら、本市の未来を担う子ども達が、生まれ育った環境によって将来の夢や希望の選択肢を狭めることのないよう、速やかに有効な対策を講じてまいりたいと存じます。

〔子ども未来部長答弁〕

離婚届用紙と一緒に「子の養育に関する合意書」等を渡すことについてであります。離婚後の子どもの養育費の確保を支援するため、現在、国からの依頼により、養育に関する法的な知識を分かりやすく解説したパンフレットを戸籍事務担当窓口に着けておりますが、今後は、離婚届用紙を取りにいらした方のうち対象となる方全員に交付してまいります。

また、対象者への更なる周知を図るため、子ども未来部の窓口においても、離婚等に関する相談の際には、パンフレッ

トを交付しながら、離婚後においても子の利益が最も優先して考慮されますよう、丁寧に相談対応してまいりたいと存じます。

次に児童扶養手当現況届提出時の相談事業の実施についてであります。岩手県立大学との共同研究結果では、教育費などのお金について相談できる人がいないと答えた割合や、母親が自分の仕事に関わる資格取得支援を希望している割合が高かったことから、市におきましても、平成29年8月に実施いたします児童扶養手当現況届の受付会場において、時間のないひとり親世帯の方がそのまま立ち寄り、子どもの教育費や母親の資格取得などの相談ができる窓口を併設することとしております。

次に面会交流に対する市の考えについてであります。子どもにとって両親の離婚はとても大きなできごとであり、不安や喪失感を感じる場合も多いことから、離婚後も子どもが両親に会うことができる面会交流は、子どもの自我形成や社会性の構築につながる大切なものと存じます。一方で、離婚の理由や両親の状況によっては、面会交流が必ずしも子どもの成長に望ましい影響を与えるばかりとはいえず、事件の懸念もありますことから、面会交流の意義や課題を離婚当事者や支援者が理解した上で、面接交流が適切に実施される必要があると認識しており、相談を受けた際には、ケースに応じて適切に対応してまいりたいと存じます。

次に子ども支援施策に対する市の考えについてであります。一人一人の子どもが健やかに育っていくためには、議員御指摘のとおり、社会関係資本の形成が重要であり、子どもが家庭や学校以外の大人との関係性を育むことができる、子ども食堂など地域の場の果たす役割は大きいものと認識しております。市におきましては、市民、地域団体、企業などが取組む子ども・子育て支援事業への補助や、ワンストップの相談支援体制により、子どもへしつかりと寄り添い、社会全体で子どもを育てる取組の推進を図ってまいりたいと存じます。